

(仮称) 移動等円滑化に必要な道路の構造に関する条例案について

1 趣旨

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)第10条第2項の規定に基づき、バリアフリーに配慮した道路の構造に係る技術的基準について、標記の条例を定めるものです。

2 策定にあたっての考え方

参照とする基準は「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。)」とします。

道路移動等円滑化基準の各規定は、歩行者や車いすの占有幅などに基づき、各種実験等により定められたものです。

これらの各規定を検証し、市道の安全で円滑な利用を確保することを目的に、次の考え方により条例案を策定します。

- (1) 原則として、「道路移動等円滑化基準」の規定を適用します。
- (2) 三島市に該当がなく、条例案として策定する必要のない規定(路面電車停留所、自動車駐車場及び防雪施設の規定)は削除します。